

## 確認検査手数料

一般地域（東京都及び神奈川県以外）内の建築物（申請一件につき）

（単位：円）

面積の合計	区分 (注1)	建築確認	中間検査 (注2)	完了検査 (注2)	計画変更確認 (注3)	計画変更相当追加説明書 (注4)	仮使用認定 (注5)
100㎡以内	4号等	19,000	24,000	30,000	17,000	21,000	30,000
	4号等以外	34,000	26,000	34,000	31,000	37,000	34,000
100㎡を超え 200㎡以内	4号等	27,000	36,000	42,000	24,000	30,000	42,000
	4号等以外	49,000	39,000	45,000	44,000	54,000	45,000
200㎡を超え 500㎡以内	4号等	37,000	45,000	55,000	33,000	41,000	55,000
	4号等以外	65,000	52,000	62,000	59,000	72,000	62,000
500㎡を超え1,000㎡以内	4号等	120,000	78,000	90,000	120,000	146,000	90,000
	4号等以外	133,000	78,000	90,000	120,000	146,000	90,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	4号等	165,000	135,000	167,000	165,000	201,000	167,000
	4号等以外	183,000	135,000	167,000	165,000	201,000	167,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	—	240,000	140,000	183,000	216,000	264,000	183,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	—	285,000	145,000	195,000	—	—	195,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	—	320,000	150,000	235,000	—	—	235,000

(注1)：4号等及び4号等以外については、第1条の3（みなし規定）参照。  
 (注2)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第1項参照。  
 (注3)：第2条（建築物に関する確認の申請手数料）第3項参照。  
 (注4)：第5条（建築物に関する検査の申請手数料）第3項参照。  
 (注5)：第8条（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）第1項参照。

（加算手数料の概略）

建築確認及び計画変更確認の申請、並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書において、

（消防同意加算）消防同意が必要な申請については、3,000円を加算する。

（天空率加算）天空率審査の必要なものについては、手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000円を加算する。

（構造計算書付加算）建築物の面積の合計が500㎡以下のものについては、下表に示す種別により、次の（1）又は（2）に示す手数料を加算する。ただし、計画変更確認申請並びに計画変更確認相当完了検査追加説明書の場合は、構造に関して変更がない場合を除く。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| （1）             | 10,000円 |
| （2）面積の合計が100㎡以内 | 30,000円 |
| 100㎡を超え200㎡以内   | 35,000円 |
| 200㎡を超え500㎡以内   | 40,000円 |

4号等	構造計算書付（法第20条第1項第4号□を選択の場合）		（2）	
	構造計算書付以外	丸太組構法		
4号等以外	混構造		（2）	
	構造計算書付	混構造	地上3階以下	
			地上3階以下	規則1条の3大臣認定建築物
		混構造以外	地上4階あり	（2）

（建築確認のみ）申請書第3面【8.主要用途】欄の区分で、最も主要な用途が、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅、診療所（患者の収容施設のないものに限る。）以外である場合は、以下の額を加算する。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 面積の合計が200㎡を超え500㎡以内 | 10,000円 |
| 500㎡を超え1000㎡以内      | 30,000円 |
| 1000㎡を超え2000㎡以内     | 60,000円 |
| 2000㎡を超え3000㎡以内     | 80,000円 |